

会議録

- 1 開催した会議の名称 第10回小城市都市計画審議会
- 2 開催日時 平成29年1月12日（木） 15時00分から17時00分まで
- 3 開催場所 小城市役所 西館 2階 2－6会議室
- 4 出席者 後藤会長、川久保委員、大家委員、堤委員、田崎委員、日浦委員、森永委員（委員7名）
峯建設部長、江頭まちづくり推進課長、南里副課長、空閑係長、北島主事（事務局5名）
- 5 傍 聴 なし
- 6 議 題
 - （1）開会
 - （2）挨拶
 - （3）配布資料の確認
 - （4）委員の出席数
 - （5）審議会の公開・非公開
 - （6）審議
第1号議案 小城市立地適正化計画（案）について
 - （7）その他
 - （8）閉会

15時00分開会

<開会>

○事務局（係長）

皆さんこんにちは。定刻を少し過ぎまして、G委員さんがお見えでないですが時間になりましたので始めさせていただきますと思います。

年末に引き続き、年始早々にお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。ただ今から第10回小城市都市計画審議会を始めさせていただきます。

はじめに会長の後藤先生よりご挨拶をお願いします。

<挨拶>

○後藤会長

皆さんこんにちは。

年末から引き続き第2回目ということですが、継続の審議ということでよろしく願いいたします。

<配布資料の確認、委員の出席数及び審議会の公開・非公開>

○事務局（係長）

続きましてお手元の次第の3番になりますが、配布資料の確認ということで皆様方の机のほうに本日の次第と、論点等の整理について、という資料をお渡しいたしております。それと右肩に参考資料ということで構想の位置図を一枚、A4紙一枚を付けさせていただいております。それと前回の会議の中で使用しました計画（案）についてはご持参いただきたいということで通知文に書いておりましたが、お持ちいただいておりますでしょうか。よろしいですか。

それでは4番の委員の出席数ということで、小城市都市計画審議会条例第7条の中で委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないということになっております。本日審議会委員10名のうち7名が出席されていますので本会議は成立いたしましたということをご報告させていただきます。

次第の5番目になりますが、審議会の公開、非公開ということで、審議会等の公開、非公開については会長が会議に諮って行うものとなっておりますので、後藤会長お願いします。

○後藤会長

ただいまの公開、非公開についてということで、特に非公開にする理由はないと思いますので公開ということでよろしいでしょうか。

（はい）

ありがとうございます。

そしたら市のホームページで公開されるということですね。

○C委員

前回も公開ですよ。

○事務局（係長）

前回も公開としております。今回も内容が一緒ですので。

なお、本日の審議会の傍聴の申込みはあっておりません。本日も誰もお見えにはなっておりませんので、この会議録等につきましてはホームページのほうで公表させていただきたいと思います。

それでは6番の審議のほうに入らせていただきます。審議につきましては条例の第7条1項に会長がその議長になるとありますので、後藤会長よろしくをお願いします。

<審議>

○後藤会長

それでは早速ですが審議に移り、第1号議案ということで小城市立地適正化計画（案）について事務局の説明をお願いします。

おそらく前回に一通り説明がありましたので、要点を繰り返す形で説明いただいて審議したいと思います。よろしくをお願いします。

○事務局（副課長）

それでは私、まちづくり推進課副課長の南里と申します。私のほうからご説明させていただきます。

説明資料はお手元にお配りしています論点等の整理と各種計画の構想位置図、それと立地適正化計画（案）を見ながら説明をさせていただきたいと思います。

前回ご欠席の方もおられますので、冒頭に立地適正化計画の17ページをご覧いただきたいと思います。

ここに小城市の人口の推移と将来見通しというものをあげております。まず破線の方が、国が出しております国立社会保障人口問題研究所が出しています人口推計ですが、平成47年で約38,000人程度。市の人口ビジョンでいくと約40,000人ということで人口推計をやっております。

この人口ビジョンといいますのは国のほうが現在、地方創生ということで都道府県を始め、全市町村で地方創生総合戦略を策定する中で目標を設定して、どうやって人口を維持していくかということで、人口ビジョンを推計することになっていますので、小城市は佐賀県の人口ビジョンの推計の例に倣って推計をすると40,000人ということで、いろんな取り組みをやって人口減少を少しでも食い留めたいというところから考えております。

そういう中においてまちが拡大していく、市街地が拡大していくということになれば、まち全体の人口密度が下がってくる。その結果、商業機能とかの日常サービス機能が撤退していくことがないように、立地適正化計画を策定して、何とか都市機能、商業サービス、日常生活サービス、居住、人口を維持していきたいということで、この立地適正化計画の策定を進めているところです。

この点は前回もご説明しましたが、欠席の委員さんもおられましたので冒頭にまずそのお話をさせていただいたところです。

それではこの論点の整理についてというA4横の資料に沿ってご説明をさせていただきたいと思い

ます。

まず一枚めくっていただきますと目次で9つ程の前回の確認と、赤色のところが今回特に集中的に協議をしていただきたいというところで目次立てをしております。

一枚めくっていただいて、ここからそのご説明をさせていただきます。

1点目の論点等ということで、これはおさらいですが、立地適正化計画の7ページをご覧くださいながらご説明させていただきます。

前回もいろんなご意見の中で、小城市に都市計画はどこにあるのかというようなご意見もいただきましたが、整理表にも書いていますが青文字のポイントだけを説明します。

小城町は昭和25年から全域を都市計画区域にしております。牛津町は昭和31年から都市計画区域にして、そして都市的土地利用と農業的土地利用を分けながら都市計画事業、まちづくりに取り組んできたという経緯がございます。

一方で三日月町と芦刈町は都市計画区域がありませんでしたので、基本的には農業的土地利用として農業政策を重点的にやってきたということが合併前までの生い立ちでございます。

立地適正化計画の7ページを見ていただければここに図が載っていますように、平成22年10月に4町1体の都市として総合的に整備、開発、保全するため、小城市内全域を都市計画区域に変更をしたというところです。ここはポイントとしてまず抑えていただきたいということです。

この立地適正化計画については、その区域は都市計画区域全域を対象にすると法律上なっております。14ページのほうです。これは都市再生特別措置法によって定められておりますので、小城市全域を立地適正化計画の区域とするということで整理をしております。

また、論点等の整理表の2つ目、立地適正化計画でいきますと9ページになります。

9ページの下の方に立地適正化計画のポイントというものをあげております。ここでは簡単に言うと、意義と役割ということになりますけれども、ここに6つほど書いております。その中で青字の分だけ読ませていただきますが、将来的な人口規模や人口構造を見据え緩やかな市街地の集約化を図り、一定の人口密度を維持しますということです。先ほど言いましたが、これから人口が減っていく中で、一定の人口密度を保っていきましょうというのが趣旨でございます。

2点目としてマルの3つ目ですが、都市の集約化、後ほど説明しますが、短期的に、強制的に集約するのではなく、届出制度というのがあります。それは最後に説明します。それによって緩やかに誘導していきましょうというのが、ながいスパンをかけて緩やかに誘導していきましょうというのがポイントでございます。

そして3つ目として、都市機能を誘導する区域の設定というのは、例えば小城市でいうと小城が中心地ですが、小城市だけを一箇所に集めるのではなくて、市民の身近な生活拠点も含めた多極ネットワーク型のコンパクトシティを目指しますということで掲げております。その分が今回参考資料で、これもあとで説明しますが、図表のほうをあげておりますが、これがいわゆる多極ネットワーク型、ネットワークというのはここには出てきていませんが、公共交通です。現在小城市のほうでは公共交通網形成計画というものの策定を進めております。来年の6月に公共交通会議で公共交通網形成計画の審議をしていただくわけですが、今回立地適正化計画のほうで少し早めに動き出しているというところでございます。

そういうことで小城市としては、1極に、小城だけに集めるのではなく、それぞれの歴史を引き継ぎながら多極ネットワーク型のコンパクトシティを目指していこうという趣旨でございます。

それと2-②の11ページのところ、立地適正化計画とあわせてご覧ください。

整理表のほうで言いますと、2 つ目に書いております。一言で言うと負のスパイラルが懸念されておりますので、やはり負のスパイラルから脱却していく。そして 20 年後の将来を見据えて緩やかな土地利用のコントロールを進めていくというふうに考えております。

負のスパイラルというのはここに書いておりますけど、人口密度が低下する、各種サービス事業者や公共交通事業者の経営の悪化、その結果サービス水準が低下する、市街地からの流出、人口密度の低下ということがこれから起こりうるのではないかと小城市の場合は危惧しているところです。そういうところでコンパクトシティの考え方を整理しているところです。よろしいでしょうか。

一通りご説明だけさせていただきます。

次の整理表の 2 ページ目で 3 の項目になります。立地適正化計画の 13 ページと 15 ページのほうをご確認いただきたいと思います。

まず、13 ページのほうからご確認いただきたいと思います。前回もオレンジ色の小城市の計画体系で、小城市総合計画が平成 29 年 4 月と、小城市都市計画マスタープランが 20 年 8 月とその時間軸が古いのではないかというご意見もありました。そこでこの 3 ページで時間軸の整理をしております。合併して小城市総合計画は 29 年の 4 月からスタートします。小城市都市計画マスタープランは 20 年の 8 月に作っております。そのときには第一次総合計画、合併して 10 年の計画を作る次の年に小城市都市計画マスタープランを作っております。これが一般的には県のほうも一緒ですが都市マスというのは概ね 20 年の計画ということですから、20 年の計画になっているということです。29 年 4 月から小城市の第 2 次総合計画が始まりますので、基本的にはこの立地適正化計画は都市計画マスタープランの一部というふうに考えれば、この都市マス、もちろん総合計画を上位計画としながらやっていくということになってよいのかと思っています。

そして、立地適正化計画の終期ですが、15 ページのほうをご覧ください。

この立地適正化計画は概ね 20 年間と、これは都市計画マスタープランの一部ですから同様に考えております。小城市都市計画マスタープランの計画期間が平成 37 年度までとなっていますが、29 年度くらいがちょうど中間年度になりますので、内容の一部見直しは当然やっていく必要があると思っております。例えば、当時の計画では有明海沿岸道路とか佐賀唐津道路とかを推進しますということを書いておりますけれども、県のご尽力によって有明海沿岸道路も整備できましたし、そういう文言を整理していく必要があるのかなと思っております。

そして 37 年度までが計画期間になっていまして 38 年度から 47 年度が第 2 次都市マスということになってきますので、今回策定します都市計画マスタープランは第 2 次都市マスの終期と、末期と一緒にくらいになってくると、時間軸で見なければなりません。

ですので、当然都市計画マスタープランの平成 30 年度で第 2 次都市マスを作るときには、この立地適正化計画のほうも、中間年次と申しますか、見直しは当然出てくるだろうと思っております。

そういうところで前回、時間軸の関係がうまく説明できなかったものですから、今回は時間軸の整理をしてご説明をしているところです。よろしいでしょうか。

次に 4 の①です。立地適正化計画でいいますと 41 ページをご覧ください。整理表でいきますと、4 の①今後のまちづくりの方向性についてということで、41 ページの 3. 3. 1 の基本的な考え方のなかで、多極ネットワークの都市構造の形成ということを謳っております。先ほど言いましたように 4 つの拠点を活かしながら、公共交通を活用して都市構造を今後も引き継いでいきたいと思います。その中でここに青字で書いておりますのは、生活利便性や賑わいが確保され、持続的な都市経営が可能な都市であるためには、都市機能や一定の人口の集積が必要であると考えております。

すでに小城市の場合ではこの4つの旧町を引き継いでおりますので、旧町単位で役場があった周辺に概ねそういった既に都市機能、或いは人口が集積している拠点というところがあります。その周辺に比較的公共交通の利便性の高い既成市街地において、人口を維持確保していきたい、都市機能、日常サービス機能を集積していきたいという考え方を持っております。

そして、次のマルと書いております階層構造の拠点の形成、42ページの2行目からです。前回も色々4つの拠点の考え方のご意見をいただいております、前回ご欠席の方もおられましたので、改めてここで整理をさせていただいております。

4つの拠点の考え方としては、都市計画マスタープラン、この参考資料にもありますように4つの拠点を設けて、3つの階層に区分しております。

一点目が小城の中心拠点、人口集中地区で小城市の顔となる都市機能が集積している地域。これは佐賀県の都市計画マスタープランでも、広域で見れば小城町のところが地域拠点という位置づけになっておりますので、その整合は持っているということです。

そして次に二点目として牛津地域拠点。小城中心拠点を補完するとともに小城市の南部地域に都市機能が集積している地域という位置づけです。皆様ご承知のようにこの地図を見ていただければ、小城市はどうしても山から海まで非常に長い地形になっております。小城町だけに機能が集積してしまうと、どうしても芦刈からの利便性が悪くなるということ。それともう一つは国道34号線であったり、あるいはJR長崎本線であったり、そういう広域公共交通網、市民の暮らしに必要な県内を繋ぐ公共交通網が形成されておりますので、そういうところで南部地域における第2の顔という位置づけで考えております。

三点目が三日月、芦刈拠点。旧役場の行政区単位で都市機能が集積している地域。現在三日月町のほうには市役所が一本化されておりますけども、先ほど申しましたように従来からの都市計画の歴史を考えていけば、都市計画事業とかも考えていけば階層的にはこういう3つの整理ができるのではないかとということで、都市計画マスタープランでもそういう整理をしております。

ということで、中心拠点、地域拠点では今後さらに都市機能の維持集積を図り、都市としての魅力を備えていくための施策事業を展開し、生活拠点では地域の魅力を高め、生活利便施設等の維持確保を図っていきたいということで、多少の文言ではメリハリはつけております。前回委員の中からも、後ほどご説明しますが、多少メリハリをもっとつけていいのではないかとというご意見もありましたが、我々の考え方としてはそういう考え方を持っております。続いてよろしいでしょうか。

3ページをお開きください。4の③です。立地適正化計画42ページのほうになります。

まちづくりの基本的な方針ということで4つほど挙げております。

その中で1つ、2つ目ですが、繰り返しになりますけど4つの拠点が相互に連携、補完し一体の都市の構造の構築を進めていくと、これが小城市の都市計画区域を全域にした根源というところになってきます。

二点目が既存の都市基盤の有効活用。これからはやはり県の都市計画課も言っていますが、市街地の拡大から、どちらかというと市街地の集約というようなことで、既存の都市基盤を活用しながら必要な都市機能が集約した生活圏を形成する拠点間を連絡する公共交通網が整備された多極ネットワーク型の都市構造ということで考えております。

公共交通網でいきますと、この地図を見ていただければ分かりますように鉄道が二箇所、駅が二箇所、広域バス、昭和バスが207号線、祐徳バスが203号線と、広域バスは横軸しかないということで、民間事業者によるバスははっきり言って小城市の場合は脆弱でございます。

そういうところで小城市内を網羅するように巡回バスを回しながら、公共交通ネットワークを維持していきたいという考えでございます。

そして論点の 5 番目です。立地適正化計画の 43 ページをご覧ください。

タイトルとして 3. 4 で居住の促進と書いております。ここの 3. 4. 2 の居住誘導区域の設定の考え方、これについては、居住誘導区域についてはまた来年度ご審議いただくわけですが、考え方だけはあらかじめ公表はしておこうということです。

ここで一部書いておりますのは、居住誘導区域は市民の暮らしに必要な日常生活サービス機能、ある程度の公共施設の集約されているエリアを含み、居住を誘導する区域を明示することによって、定住促進に繋げていきたいということです。決してそこだけに人を集めるということではありません。当然農村集落、中山間、漁村集落といったところは維持していかななくては行けません、居住誘導区域というのは出来る限りそこに居住を促進していくということで、我々は考えております。その結果日常サービスの都市機能と一定の利用圏人口を維持確保できるのではないかと考えております。

先ほど申しましたように、居住誘導区域の設定については 29 年度までに定める予定ということで、考え方等についてはあらかじめ公表はしておこうということでございます。

概ねこの地図を見ていただければ大体イメージは付いてくるのではないかと思います、そこについては今後調整を図っていきたいと思います。続いてよろしいでしょうか。

少し説明が長くなりますけど、あと 3 ページほどですのもうしばらくお時間をください。

続いて 6 の①で都市機能の維持確保について、6 の②で都市機能の誘導区域の設定、6 の③誘導施設の基本的な考え方、ここが前回でもいろんなご意見が出たところでした。この赤枠のところは今回集中的に審議をしていただきたいところでございます。立地適正化計画でいいますと 46 ページです。

3. 5. 2 ということで、文章をそのまま整理表に載せております。

設定の考え方ですが、市の主要な中心部のみならず、これは言葉を変えれば小城だけということです。小城のみならず市町村合併前の中心部や、歴史的に集落の拠点として役割を担ってきた地域拠点や生活拠点など地域の実情や市街地形成の成り立ちに応じ、都市機能誘導区域に維持確保する誘導施設を定めることとしますということです。そして、小城市都市計画マスタープランでは中心拠点、地域拠点、生活拠点の四箇所を基本としながら今日まで進めてきておりますので、こちらの参考資料の地図をご覧ください。これが一番わかりやすいです。

都市計画マスタープランでボヤッとした拠点を定めておりました。青字の分が都市計画マスタープランの四箇所で、ボヤッとしてどこも明確なエリアを設定はしておりませんでした。今回、立地適正化計画によってこの拠点の一定のエリアを定めようということで、概ねその四箇所の中にエリアが入っているということで整理しているところでございます。続いてよろしいでしょうか。

立地適正化計画の 46 ページ、47 ページになります。ここでは拠点の設定の視点、どういう視点で設定しているかということを 2 つほど挙げております。先ほど言いました小城中心拠点、牛津地域拠点、三日月生活拠点、芦刈生活拠点の公共交通の結節点である鉄道やバスセンターから概ね 1 km 以内、またはバス停の中心点から概ね 500m 以内ということで、基本は鉄道を基軸としながら 1 km 圏内、そして三日月、芦刈は鉄道沿線がありませんので、三日月には沿線はありますが鉄道駅がありませんので、ちょうどこの市庁舎の前にバス停がありますから、そこから概ね 500m 以内、芦刈町についてもあしばらという昔の芦刈町役場があった前にバス停がありますから、そこから概ね 500m 以内というところに、大体日常生活機能が集積しておりますので、そういう集積している拠点性を有する区域ということで、視点としてこの 2 つの視点でこの区域を定めているというところでございます。

次の6の③のほうですが、これは立地適正化計画の48から49ページをご覧ください。

誘導施設の基本的な考え方ということで、これは国の都市計画運用指針で例示されていることです。3つほど書いてあります。誘導施設とは都市の活力の維持増進のために日常生活に最低限度必要な機能を有する施設と私たちは考えております。例えば学校すべてをこの都市機能誘導区域内に入れるといったことは現実的に難しいですので、そういうところで最低限度と考えております。特に立地適正化計画の56ページを、前回欠席の委員の方もおられましたので、55ページは市役所、出張所なので、56ページ、57ページをご覧ください。

例えば56ページでいきますと小学校を黄色くプロットしております。都市機能誘導区域内に入ってくるのは、小城町と芦刈町だけと。小城町の場合は歴史的にも4つの町村が合併して小城町が形成されております。桜岡小学校、岩松小学校、晴田小学校、三里小学校と。小学校でいうと2km圏内にあります。また、57ページでは保育園、幼稚園を載せておりますけども、保育園、幼稚園も非常に分布状況が点在しております。小城市の地勢を考えてみますと、わりかし小学校と中学校はほぼ近接しているような地域コミュニティの形成を昔から、明治昭和の大合併から続いております。そういうところで最小限度というところで考えております。

ここで49ページのほうをご覧くださいと思います。49ページのほうでは誘導施設の一覧表ということで大分類、小分類、定義というかたちで整理をしております。こういう定義の中で先ほどの分布状況をまとめたものが61ページのほうになります。

61ページですね、都市機能の立地状況ということで都市機能誘導区域、この赤枠の中に入っている施設が「○」、「△」は周辺に立地している、「×」は立地していないという全体を整理したものとなっております。これは前回もご説明しましたけども、今回初めての委員さんもおられますので確認の意味でご説明をさせていただいております。次によろしいでしょうか。

5ページのほうをご覧ください。立地適正化計画の64から65ページのほうになります。前はここは割愛してご説明しておりませんでした。基本的にはこの立地適正化計画は都市計画マスタープランの一部ということで考えておりますので、都市計画マスタープランの各種施策、それと今回立地適正化計画に拠点別の施策の方向性というものを明示することで、これらを併せたところで都市計画、まちづくりに関する分野の展開をしていきたいということで考えております。小城中心拠点、牛津地域拠点、三日月生活拠点、芦刈生活拠点とそれぞれ地域の特性が異なっておりますので、当然そういった地域の特性に合わせた施策の方向性を打ち出しているというところでございます。

続いて立地適正化計画の66ページのほうをご覧ください。誘導施設の維持確保の考え方についてということで書いております。上段のほうに文章を書いていますけど、現在の市内の立地状況を踏まえ、先ほどまとめた状況を踏まえ日常生活に最低限度必要な施設とし、1以上の施設が立地している誘導施設は誘導施設（維持）に位置づけております。立地していない誘導施設については誘導施設（確保）に位置づけてしております。

この66ページのところをご覧くださいと思います。小城市のほうでは「○」の中に維持、これは今現在あるもの、確保というのはこれから20年間かけて何とか頑張っってこういう機能をこの区域に誘導していきたいというところです。

小城中心拠点につきましては、大学の確保ということで現在、これも県のご協力をいただいて西九州大学が30年4月に開校するようになってきております。

牛津地域拠点については、診療所の中でも小児科がないということで、やはり子育て世代向に定住をしてもらうためには小児科があるのとないのではニーズ、需要供給というものはかわってくるのかなと

いうことで、小児科については確保と。

三日月の生活拠点については現状を維持していくと。

芦刈生活拠点についてはスーパーがありませんので、特に芦刈のほうは地域的に高齢化率が高いです。ですから何とかスーパーを誘導していければというふうに考えております。このスーパーの定義づけですが、先ほども 49 ページのほうで定義づけをしておりますが、大規模小売店舗法、これは県の方も委員の方もご承知ですが、1,000 ㎡以上になると大店法の届出制が出てきます。1,000 ㎡以上については、現実的に 1,000 ㎡以上が小城と牛津の拠点の区域の中にはあります。三日月もあります。そういったところをまずは維持をしていくと。芦刈町についてはありませんので確保していきたいと。ただ 1,000 ㎡という定義づけをしたのは大規模店舗小売法の規定に基づいて県に対しても市に対しても届出が出てきます。そういうところで立地適正化計画制度でも 1,000 ㎡と定義づけすれば商業業者にとっては混乱は招かないのかなというふうに考えております。逆説的に言うと 1,000 ㎡未満はどこに建ててもいいですよと、一方ではそういうことになります。そういうところで必要最小限度というふうに整理しております。

学校、小学校については、ここの「ー（ハイフン）」についてはこの都市機能誘導区域内に誘導することを位置づけしないということの「ー（ハイフン）」というイメージです。先ほど言いましたように、小学校が保育園と一体的にそれぞれの小学校区単位にありますので、そういった小学校、保育園、子育て支援施設は位置づけないと。

福祉施設については、これも福祉部門に確認はしてきますけども中部広域連合の認可が必要らしいです。よって必ずしもここだけとは出来ないのでも福祉施設についても位置づけしないということにしております。福祉施設は前後しますが、59 ページ、60 ページを見ていただければよろしいでしょうか。

通所型、入所型、或いは訪問型と色々と施設の種類のありまして、それぞれ分布しておりますので、これを都市機能誘導区域内に位置づけてしまいますと、全てのものがこの区域外に立地するときには全部届出の対象になるということになってきますので、あえてそこは必要ないのかなというふうに考えているところです。

最後に 6 ページのほうをご覧ください。ここが一つのポイントになってきます。前回も大分議論が出てきておりますが、立地適正化計画でいきますと 67 ページから 69 ページにありますけど、今回は赤の部分を中心に議論をしていただくわけですが、居住誘導区域外での建築等の届出というところで一定規模以上の開発・建築行為を把握すると、動向を把握するためにこの届出制となっております。ですから対象となる行為を禁止したりとか、あるいは規制したりとか、そういうものではありませんということですので。そこを誤解しないように議論をしていただきたいと思います。ここは居住誘導区域ですから来年度また議論の材料になってくるわけですけど、下のほうが赤枠で囲んでいます都市機能誘導区域以外での建築等の届出等ということでこれも同様です。この届出は誘導施設、先ほど立地適正化計画の 66 ページに掲げている誘導施設ということになります。この誘導施設を有する建築物の建築行為または開発行為の動きを把握するため、事前届出制度になっているということです。例えば、スーパーを芦刈のこの都市機能誘導区域内に、どうせ来るのならここに来てくださいということで我々も紹介していても、いや、例えば芦刈インター付近がいいですと言われれば、それはそれとしてここは農業振興地域になっておりますので、農業振興地域との調整、農政との調整ということで、農振除外を出来るのか出来ないのかという協議がもちろん市の中でやっていくということなんです。

繰り返しになりますけども、決してこの区域以外に誘導施設を建ててはいけなと、禁止、規制しているわけではないということだけをご理解いただければと、ここは一番重要なところではないかという

ふうに思っています。

以上私のほうから長くなりましたが、前回のいろんなご意見をいただいた点、混乱している点を今回取りまとめてご説明をさせていただいたところです。過不足等があれば、また委員の皆様方からご意見ご質問をいただければと思っております。以上です。

○後藤会長

はい、ありがとうございます。非常に長い説明でしたが。

それではどういう順序で議論を進めたらいいですか。赤枠について、それ以外でもかまいませんが、まず6の①、6の②あたりで質問、ご意見があればと思いますが。計画本編でいけば46から47ページあたり。ここは考え方のところですので、計画そのものというよりは都市機能誘導施設の考え方。4つあるというのが特徴なのだと思うのですが、この点に関してお願いします。

○F委員

確認をいいですか。6ページが一番下の誘導施設について、芦刈関係ではスーパーとかを申請した場合、現在の旧庁舎の周辺に作るといった場合には県の届出はいらないということで解釈してよいのでしょうか。別の農振除外ということはもちろん届出はいると思いますが。

○事務局（副課長）

すみません。説明が不足していましたが、まず今回スーパーの定義付けとしては1,000㎡以上としています。1,000㎡以上は法律に定められていまして、大規模小売店舗法という法律で県のほうに届出をして、市のほうに届出をして意見照会をしなくてはいけません。これは都市機能誘導区域この赤枠で囲んでいるところであろうともなかろうとも、それはそれとしてしなければならないというものです。この赤枠で囲んでいるところは、F委員さんは地元ですのでご承知だと思いますが、青地農地は基本的のこの枠内に入れることは出来ません。白地農地については農地転用が出来るということです。ただし、1,000㎡以上になってもその大規模小売店舗法の関係上届出は当然必要ですということです。これが例えば芦刈インター付近になりますと青地農地ですから、さらに農振除外という手続きから入ってはいけないということで違いが出てきます。

○後藤会長

結局この届出というのは小城市に対する届出なのですか。さっきの本店立地法は県に対する届出で、また別物ということですね。今のご質問は小城市にいちいち届出する、届出しなくていいというのがある、というご確認だったのですか。

○F委員

届出をしなくてはいけないのかなと思いたので。

○事務局（副課長）

この立地適正化計画の届出制度というのは、ここの66ページに掲げているものがこの赤枠以外に立地するときに届出をしてくださいという制度です。芦刈のほうに例えばスーパーが赤枠以外のところに立地するということであればこの立地適正化計画の制度に則って届出をしてくださいというこ

とです。すみません、ちょっと説明が混ざってしまったもので。

○後藤会長

分かる範囲でいいのですが、私は以前大店立地審議会をしていたことがあるのですが、あれは届出に当たってすごく膨大な資料を求められたのですが、すごくお金がかかる届出資料だったわけです。届出ってどういうレベル、分かる範囲でどういうものか分かりますか。まだこれからの話だと思うのですが。図面とか簡単なものなのか。

○事務局（副課長）

一言で言えば、専門の方たちはご承知だと思いますが通常開発行為の届出がでます。その程度の書類です。例えば分譲住宅を開発しますよ、というときには開発行為が出てきます。書類を業者は出さないといけませんが、それと同等の書類を出していただくということです。

○A委員

ただ、届出の中身も地域の承認を得てからの届出ですよ。地元の承認を。特に農振の場合は当然地元の同意を得ないと届出すらも出来ない、書類が出来ないから。そういうことですよね。だから法的に決められている届出にはこういう書類が必要ですよといわれたときにはそれは出さないといけない。結局とるときにハードルが高い。

○後藤会長

農振除外の場合はですね。

○A委員

ここでいう小児科、68 ページの紫のところでも書類のときに結構ハードルが高いということですか。

○事務局（副課長）

いえ、これは一言で言えば開発行為などの届出をするときの書類程度ですから、逆に言うところは農振除外がおりると、これは 30 日前ですので、農振除外がおりるところからしか現実的には届出はできないのではないかと思います。農振除外をする前に届出をしても農振除外が結局おりなければ。

○後藤会長

都市計画に届出を出すと、その前に農振除外をしてくださいということになりますよね。

○事務局（副課長）

結果的にはそうなります。

○後藤会長

ただこれは農振とは全く別の話なので。

○A委員

ここでハードルが高い、67 ページに届出が必要と書いてありますが、そのハードルは高くはないわけですか。

○事務局（部長）

この届出はあくまで区域外にそういうものを作りたいといったときに、出来れば区域内にきて欲しいという市としての。

○A委員

ここの届出のときに住民の同意が必要とかいうものはあるのですか。

○事務局（副課長）

開発行為のときに同意とか、従来の開発行為の手続きと同じようなことを事前にやるということです。

○A委員

ニュースとかでも言われている保育園一つ作るにしても周りから苦情が出て、うるさくなるのでなかなか建てるのが出来ないといった話があったり、ニュースに出たりしたでしょう。ああいう住民からの反対があると、何もなくても建てて周りから反対される場合もあるわけですよね。必要がないから届出を作っても、後からこんなの作っても今まで知らされてもいなかったとか。

○事務局（部長）

例えば社会福祉法人などを作るときには基本的には地元に説明会か何かをして、ご協力をお願いではないですが、普通はご理解をいただくということはしますので、その時に周辺住民の方が反対という話になればこちらに来る以前の話になってくる可能性もあります。

○後藤会長

よろしいですか。それでは次に進みまして、本日配布資料 8 番の誘導施設（維持）（確保）考え方。66 ページ。この 66 ページの表がかなり重要な表になるのですが、これについて質問がありましたらお願いします。

○D委員

私が理解出来てないのかもしれませんが、61 ページの現状、各誘導区域の現状の立地状況、ある物ない物というものがあって、そして 66 ページにそれを踏まえて各拠点毎に「○」で各誘導施設として位置づけて維持確保する施設というものが「○」、そして横バーは誘導施設と位置づけないということですね。

例えば、中心拠点の小城町においてはこの案では、中学校は今当然ありますよね。あって、それは誘導施設には位置づけない。高等学校もありますよね。それは誘導施設に位置づけて維持をしていくという表現になっていると思うのですがその違いは何なのですか。

○事務局（副課長）

小・中学校は義務教育ですが、高等教育機関は高校、大学というところでそこを差別化しています。

20 年ほど前に、県のほうで牛津高校の再編というものがありましたので、我々としては高校を存続していただきたいという想いで高校は維持と考えています。

○D 委員

逆に小・中学校も維持しなくてはいけないのではないですか。

○後藤会長

質問はなぜ中学校は「－（ハイフン）」になっているのかということです。

○事務局（係長）

小・中学校については市立の学校ですので、市の学校施設等の整備計画とも連携を行っていきまし、利用圏上見ても中心地に大体ありますので、あえてこの中心になればエリアになれば不都合が生じるのかということそうではないので、今回としては位置づけないという言い方をしています。

○D 委員

そこはちょっと市民の方も誤解されそうな気がしているのです。拠点を設定してその機能を集約するようなイメージがあるのですが、その中に当然学校はないといけな、小学校、中学校は。今もあるのでしょうか。それはこの計画上 20 年後も都市機能としてなければならない施設だから、それが横バーを書かれると何かこれはないがしろにして、「○」だけをしっかり頑張っていくというふうに見えてしまうのだけ。

拠点の中の本来は中心拠点としてあるべき施設はこれがあって、それで現状は今こうですと、だから足りないのはこれだから何とか誘導するものにするのか、必要なものは当然維持していくのかという整理のほうが、誤解がないのかなと思います。

○事務局（部長）

その整理をしたときに今すでに拠点の中に中学校がないのが三日月だけです。学校そのものは今後も存続をしていくものであります。ただ、それをこの拠点に持ってくるのかという部分になるかと思ます。そこはその場所できちんと維持はしていきますが、この拠点に強力にこちらに持ってくるという形の考え方までは今のところはないということでこのようにしております。

○事務局（係長）

ここで位置づけをしてしまうと、例えば小城に中学校だけ「○」で維持、もしくは確保としてしまうと、三日月中の今度の建て替えの時期に三日月のエリア外で建てようとする、「○」で位置づけている施設ですので、小城の中心拠点までもっていかねばいけないのかという逆の話になっていきます。

三日月にあるから三日月のエリアにもっていくというわけではなくて、小城市全体を見た中でこの区域外に建とうとする「○」をつけた施設については、その 4 つの区域の中のどれかに、例えば確保であれば市として優先的に誘導をしていきますが、維持というところもありますので、その中に 2 つ以上あってはいけないということではありませんので、三日月中学校を再編するとき三日月のところはだめで、小城で「○」をつけていたら小城のほうに誘導するのですか、といった話が出てきます。

○事務局（副課長）

ここは非常に難しい問題です。

○D委員

都市計画の話なので、現状があって色々あるのですが、こういうまちづくりを目指します、ということなのですね。

だからその辺は一つ動かせば利害関係があるので、いろんな意見があると思いますが、私が見たときにこの横バーというのは投げやりのようなイメージにとらわれがちなので、危惧しました。

○事務局（副課長）

私たちもここはどう整理するか非常に悩みました。逆に消してしまうことも考えました。例えば、この福祉施設は外すとか。

○B委員

それはつけておかないと、ここの中心の集約したところに小城はないのですかと、反対に質問があるような状況になるのでは。

○事務局（副課長）

そういう意味でこの立地状況のまとめと、ここを整合を持たせるためにあえて表は残しました。

○D委員

61 ページですね。本来そこは重なっているわけですね。現状があって、今後それを踏まえて維持したり、誘導したり。

○事務局（副課長）

逆説的に言うと、「ー（ハイフン）」は周辺にあるからあえて誘導はしませんということを説明したいと。

○D委員

そうですね、都市機能としては大丈夫ですよと。そういう計画ですよということを言ってもらって安心するのですが、なくていいですよというイメージがちょっと気になりますので。

○事務局（部長）

書き方をもうすこし丁寧に。

○D委員

そうですね、丁寧に書かれたほうがいいのかと思います。

○事務局（副課長）

「ー（ハイフン）」のところの文言を少し考えてみます。

○D委員

それともう一点、この維持と書かれているところは、市として民間の施設を維持するということですか。維持という意味がこの都市計画上、市としてどういう意味なのか。維持するというのは民間の施設、スーパーを市がどう維持するのかといった、どう意味を理解すればいいのですか。

○後藤会長

公共施設と民間施設では大きく意味が異なりますので。

○D委員

民間施設に対して市で維持をするとは、どう理解していいのかなと。

○後藤会長

逆に言うと公共施設で維持がついていて、役所はかなりこれを維持するということが担保されている。民間のほうはそこまでの担保はなくて、届出によって先ほどの言葉でいくと緩やかな誘導を促していくということではないのですか。

○事務局（部長）

例えばスーパーが引き上げるというような話があったときには、それを残すなり、または別の形の中で何とかここに残していかないといけないという気持ちの部分です。行政でスーパーをするわけにはいきませんので。

○事務局（副課長）

今後の検討になってきますが、インセンティブ、国の制度とか市独自の制度を設けてやっていくということは当然、今現時点では持ち合わせていませんが、視野には入れております。

○D委員

そういう意味の維持ですよ。それなら理解できます。

○E委員

先ほどの中学校の話の中で気になった点ですが、横棒のところの意味合いについては丁寧に説明していただくということなのですが、先ほどの話の途中で三日月中学校はエリアの外にあるからとか、建て替え時期が来たときには中に持ってこいという議論を持ってくるとか、そういう発言があったのですが、実際問題外にあるというのは事実で、建て替える場合にはその場所に建て替えるという議論がそこに出てくるかもしれないし、別のところに建て替えるという議論が出てきたら当然このエリアの中に持ってくるようなことを、行政としては積極的にしないといけないと思います。

先ほどの言い方は小城市がすることは間違いないから、そこは小城市に任せておいて、民間がするところについてはこういう届出をなささいという風に聞こえました。

○事務局（係長）

説明のしかたで誤解を招いたかもしれませんが、先ほど言われるように学校施設については教育委員会のほうで施設整備計画というものを作っておられます。耐用年数を何年とした中で大規模改造をする時期、建て替えをする時期、当然建て替えをするときには現地で建て替えるのか、移設をするのかという話も出てくると思います。これまで地域のコミュニティは学校があって成り立っていく部分もありますので、はたしてそこに学校がなくなってもいいのかということも出てくると思います。

ただここに「○」をつけた場合、誘導施設としてみた場合は、それを改築のときには、当課が意思表示としてそのエリアの中に誘導をしなければならないということになっていきます。だからここで「ー（ハイフン）」としているのは、あえて都市計画のサイドとして学校をこの中に誘導していきますという意思表示をしませんということです。

○E委員

だから教育委員会が決めているからそこには口出しはしませんということなのですね。

○事務局（係長）

口を出さないということではないです。

○E委員

自分の理解がおかしいのかもしれませんが、そういう民間の企業とかそういうものについて誘導をやると思うのならば、公共的な施設については積極的に位置づけるべきではないかなと思いました。だから建て替えるときにはこの範囲に持ってくべきとまでは言っているわけではないのだけど、当然現在地建て替えという議論があるでしょう。ただ、そこを議論の対象からはずすというところが私は引っかかりました。

○事務局（部長）

おっしゃっていることは分かります。ただその場で新たに建て替えとなったときに、誘導施設として位置づけていけば、市が誘導施設として位置づけているのにこちらに建てましたということもなかなか、市がそういうことをすれば民間は例えば届出があってこちらに来てくださいという話をしても、どんどん外に建つ、市もそうしているのではないかと、そういうことになる可能性もあります。

学校を建て替えるときに、こちらの都市機能誘導区域の中にまずは検討してほしいという話はもちろん、議論としてはしないといけないと思っております。ただ、誘導施設としてここに位置づけをしておくとは必ずここに、学校というのは市の施設ですのでここに必ず持ってきてくださいという話にしないといけないのかなと。そこで、今建っているところで建て替えるという話よりも、こちらに持ってきてほしいという話にせざるを得なくなるのかなと。強烈に。

民間だからこそ届出があって、どうしてもそこでは無理だからここにしたいということであれば、そこでどうぞという話になります。

○後藤会長

おそらく小学校と中学校でも議論が全然違うと思います。小学校の児童の徒歩圏が理想だったりするので、仮にこの小学校を4箇所維持というふうにマルにした段階で、29ページに現状がありますが、エリア外にも既存の小学校があります。もしかしたら中学校もまだできるかもしれないですが、小学校

を「○」にした時点で対象先が先ほどもいったようにその周囲の小学校を見捨てるのかというメッセージにもなりかねないかなと想像したのですが。

だから小学校の議論と中学校の議論というのはまたちょっと違うのかなということもあります。

○事務局（部長）

特に小学校は地域コミュニティですので。

○E委員

だから小学校はそういうものに位置づけるべきという意見は全くないです。小学校はやはり地域の集落に近いところがないといけないのでそれはそれなのでしょう。この表に入れることはいかがなものかなと、ここの横棒と中学校の横棒は、意味は違うのではないかという感じがするのですが。

私が気になったのは公共施設は後々問題が起こるから、そこはさて置いて民間企業的なところを位置づけるといったことだけが気になったのでこのような発言をしました。

○事務局（部長）

行政施設についても出張所とか公民館とか、コミュニティセンターといったところについては、やはり地域のコミュニティの核ということでそこに維持をするという形で、もちろんそれは拠点の中にあるものですから、外には出さないというような形です。中学校が特に三日月だけ拠点外にあるので。

○A委員

拠点をえらく小さく、コンパクトにしすぎたということがあるのでは。

○事務局（部長）

これをあまり広げようとする市街地がどんどん広がるという。あくまでコンパクトシティというものがある中で、区域内でどの範囲をするかということで、そこに農用地とかいろいろあつたりするものですから、その農振農用地を白地に出来るかどうかという部分もありますし、そういう中でこの範囲にしています。

○A委員

確かにそうだけど、今核家族になってどっちかという拠点のところがおじいさん、おばあさんしかいないで空洞化して、若い人は安い別のところに建てたりするわけよね。だんだんそれが広がっていつているのが事実で。真ん中が空洞化している。

○事務局（部長）

それを極力、強制は出来ませんので緩やかに誘導しながら、その拠点区域の人口密度なりそういったものを維持していくような形をとっていかないといけないということです。そういう中で、今でこそ市街地でも空き家とかで空洞化したりしている部分もありますし、そういうものを活用した何かしら政策、今も中古物件を改修したらその費用を補助する制度もやっていますけども、そういったいろんな手立てをとりながら、緩やかに誘導していくというのがこの計画の趣旨です。

これを作ったらもうとにかく規制されますと言う話になると、なかなかそういった政策は作りづらい

部分も確かにありますが。ただ、市としてはそういうふうにある程度のところには人口密度を維持しながら住民生活サービスといったものを確保していかななくてはいけないというところです。

○事務局（副課長）

表の見方としてはこういう表のほうが見やすいのかなと、まとめをしないと、どうしても全体的にどうなっているのか分からないので、このまとめというのはやはり必要なのかなと思って整理しました。

○D委員

20年後に、この誘導区域毎にどういう施設が維持されているか、確保されているのかというのはどこを見ればいいのですか。横バーのところも施設は当然あるのですよね。無いものは確保しますと、在る物はそのまま残っていると、その最終的な絵というものはこの計画の中にあるのですか。

○事務局（副課長）

71 ページのところに、絵は無いです。場所も。ただ、K P I といえますか、目標としてこの確保というのは 47 年には 4 つの拠点に。

○D委員

4 つの区域毎の都市機能誘導施設は違うと思うのですが、それがどういうものが出来上がっていて、確保されているということだから、居住を誘導するという話になっていると思うのですが、その誘導区域の中の都市機能施設が小城のところ、三日月、芦刈、牛津それぞれが少しずつ違うと思うのですが、最終の絵というものは必要な気もするのですが。ないのですか。

○事務局（副課長）

そこは確かにご指摘のとおりだと思います。20 年後に児童数がどうなっているかで、場合によっては小学校の再編という議論も出てくるものだと思いますので、20 年後の形がどうなっているのかというのはなかなか。

○後藤会長

絵というのはプロット図のことですか。

○D委員

施設として、小城市の全体の拠点としての小城の中には現在こういうものがあるし、足りないものは確保すると書いていると思うのですが。

○後藤会長

確保するのが大まかに言って 4 つくらいですよ。

○事務局（係長）

将来のイメージは、先ほど一覧で取りまとめをしております、例えば小城で言った場合に、この状況に大学が来ていますので、確保と位置づけをしていますので「×」が「○」になります。このまとめが、

実際この誘導が出来れば「×」が「○」になるといったことが 20 年後の姿です。

○事務局（副課長）

一方では県もご承知のように、公共施設の総合管理計画というものを作って、ある意味集約複合化をやっていきなさいというところもありますので、そういうところで今後そういうふうに市として公共施設の総合管理計画と調整しながら、出来るだけ私たちとしてはこの区域内にそういう施設を集約するのであれば、この区域内に来たほうがいいのではないかという意識はしております。

○後藤会長

他にいかがでしょう。

○E委員

何点か確認させてください。論点整理のところのまず3のところの、表の中の第2次都市マスタープランの概ね20年間というところの、絵的にいうと47年を突破してもう少し先までいくというイメージで、正解でよいですね。

○事務局（副課長）

そうです。20年間です。まだ先までです。

○E委員

それと4の②のところですが、階層構造の①、②、③の三日月、芦刈拠点というふうに書いてあるのは、以後のやつは生活拠点という単語が入っていますよね。ここは生活と入ったものが正解なのですか。入っていないものが正解なのですか。本文にも入っていないですが。

○事務局（係長）

都市マスでの言い方は、三日月拠点、芦刈拠点です。立地適正化計画の中で位置づけることによってそこは生活拠点とみて位置づけていきますよということです。

○E委員

そしたら都市マスの中でも小城中心拠点、牛津地域拠点という表現なのですか。

○事務局（係長）

4ページのほうを見ていただけたら、ここでは中心拠点と地域拠点という表現になっていますが、都市マス上はそういった言い回しになっています。

○E委員

この計画になると生活拠点という単語が入ってくるということですね。

○事務局（副課長）

中間見直しの中でも、単語の整理は当然していかないと、混合して分かりにくくなってくるということ

ころは当然出てきます。

○E委員

もう一点なのですが、居住誘導区域については来年度策定ということなのですが、居住誘導区域が外枠ですよね。都市機能誘導区域が内側ですよね。一般的には外枠を決めたあとに内枠が決まってくるのかなというイメージがあるのですが、内枠を先に決めたという理由は何かあるのですか。

○事務局（係長）

国の制度では本来同時進行です。小城市も同時進行でしていました。ただ、居住誘導区域については直接住民さんの生活に、緩やかではあるのですが誘導を行っていかなくてはいけないので、線引きをもう少し慎重にしないといけないと、住民説明会を集落毎にはないですが、そういった形で多く開催して意見を拾い上げながらという部分もありましたので、今回は制度上の特例措置を使って都市機能誘導区域は 28 年度中に作らなければいけないので、都市機能誘導区域を先に設定するという形で進めさせていただきたいと考えているところです。

○E委員

居住誘導区域の中には農振農用地はあっていいのですか。

○事務局（係長）

あってはいけません。

○事務局（部長）

その協議も若干デリケートな部分がありますので、今回 1 年先伸ばすという形で、特例を使わせていただいています。

○E委員

農林事務所のほうとしては、いわゆる優良農地の確保というものがございまして、そこでは生産性の高い農業が出来るようにということです。この考え方からすると線引きをはっきりするということは多分一致しています、方向性は一致しています。ただ、緩やかなとか言われているあたりが、強制ではないとか、その辺が気にはなりますが。

○事務局（副課長）

ただ、制度上はそうなっていますので、あくまでも国の農水省のホームページにも書いてあったのですが、この立地適正化計画を作りながらも一方では集落の維持、その調和は図りながらやっていきなさいという一文はあります。よく誤解されるのがこの居住誘導区域を設定することで区域外の集落を切り捨てるのかということになってきますので、農林事務所さんは当然農地保全、我々としては地域の集落維持、その調整がある意味せめぎ合いといえますか、その調整には多少の時間はかかるかなと。簡単に言うと住宅がいっぱい張り付いていて、その中にボツンとある田を本当に青地農地として保全していったほうがいいのか、どうなのかといったところも調整していかないといけないものですから。

○E委員

分かりました。方向性としては多分賛成だと思います。要は乱開発というものをどうするかというところで進めていただけたらと思います。

○事務局（副課長）

非常に、特に三日月が一番分かりやすいように急激に人口が増えてきております。

○後藤会長

確認ですが、居住誘導区域は来年度中にやるのですか。

○事務局（副課長）

協議はしていきたいと思っています。

○後藤会長

おしりは決まっているわけですか。来年度中に。

○事務局（係長）

制度上は2ヵ年の経過措置はありますが、先ほど言いましたように、最初は同時平行していましたが、農振との調整、住民説明会とかそういった慎重な部分がありますので、そこで2年というのは当課としても。

○事務局（部長）

農政サイドともそういう話をしながら、時期的にはそういう形で考えてはいます。

○E委員

自分の農地というか、個人の土地ですからね。

○事務局（副課長）

場合によっては居住誘導区域の中に青地農地がポツンと残るということも当然有り得ます。

○E委員

そういうものは残さないんでしょ。残さないんですよ。

○事務局（部長）

土地を持っておられる方が、ここは絶対に農振除外とかしないという話になればということもあって、いろんな考え方がありますので、そこはよくお話をしながら進めていかないといけないところで、そういうところももしかしたらあるかもしれません。

○後藤会長

他にありますか。

○D委員

参考に、都市計画とは土地利用のことなので、用途区域で居住の話とか商業施設とか、用途区域を設定して都市計画を進めることが基本だというイメージがあるのですが、その部分の取り扱いというのはどうお考えなのかを、今回居住の話もでしたので、その辺が気になりました。

○事務局（部長）

基本的には都市計画があつて、用途区域があつて、指定があつて、その中でそれが拡大するからコンパクトシティにしろというのが通常考え方ではあります。当課のほうで人口減少社会を踏まえたなかで考えたときに、この事業を取り組まないといけないとなったときに用途指定がないわけですから。本来は用途指定をしてからということになったら、用途指定をするのに5年とかかかるわけです。

そういう中でどんどん進んでいくと困ることもありますので、今回は仮想というか見込みの用途区域を設定しながらこの区域を作っていくという形でやっていますが、将来的には用途区域の指定ということもしなければいけないという考え方はもっています。

○事務局（課長）

居住をそこに誘導するにあたっては、居住する方が生活環境として担保されないとだめなので、基本的には用途が入らないと工場がそこに立地したり生活環境としては担保されないの、そういう意味では用途というのは必要な課題ということで考えています。

○D委員

前提条件ではないですね。

○事務局（課長）

前提条件ではありません。

○D委員

用途がないとこれができないというわけではないですね。

○事務局（課長）

そうではありません。

○事務局（副課長）

当市のように用途が無くてやっているところは全国でわずかですが数団体です。

○後藤会長

レアなケースですね。普通とは逆になっているのですね。作って、また用途を作る。

○事務局（副課長）

逆のパターンになっています。そこは委員ご指摘のとおり、県の都市計画課からも、私がこの担当になる前からずっと言われているのですが、県の都市計画課からもそういうところを助言いただいております。

また、そういう点では県のほうとも農政部局も含めてご協力をいただきたいと思います。と思っています。

○後藤会長

よろしいですか、特になければ終わりますが。ありがとうございました。事務局へお返しします。

<その他>

○事務局（係長）

それでは次第のその他のところになりますが、今後の予定ということで今日審議会の2回目をさせていただきました。あらかじめこの計画案についてご了解いただけたものと、一部表現の修正、再検討する予定ですが、それをした上で1月23日から2月6日までパブコメをとります。そのパブコメに対して回答が必要な場合や、必要な修正が出てくれば修正を行って、2月中に庁内の会議のほうに諮っていきたいと考えております。

2月末は議会が開会中でございますので、閉会後の3月21日の週を目途に再度審議会を開かせていただいて、最終の計画案について諮問をさせていただきたいと考えております。

通知につきましては、会長と日程調整を行いまして、また後日改めて郵送をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○E委員

3月下旬？

○事務局（副課長）

県議会関係は終わっていますか。

○E委員

現地機関なので、県議会中の出張制限はありません。

○後藤会長

あと、議事録が出ていないので、1回目、2回目の議事録は皆さんに配布するようにしてください。

○事務局（部長）

前回の分と今回の分とあわせて。

○後藤会長

ホームページで公開ということですが。

○事務局（副課長）

確認していただいて問題なければそれでアップしようかなと考えています。全ては書けませんので要点として議事録は公開したいと思っておりますので、その点はご了承いただきたいと思います。

○後藤会長

議事要旨ということですか。

<閉会>

○事務局（係長）

それでは長時間にわたりありがとうございました。これをもちまして第 10 回の審議会を終わらせていただきます。ありがとうございました。